

参考資料

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年教育委員会規則第5号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（学校給食申出書の提出）</p> <p><b>第3条</b> 保護者は、当該保護者に係る児童又は生徒を市が設置する学校に通学させるときは、<u>学校給食申出書</u>（別記第1号様式）を浦安市長へ速やかに提出しなければならない。</p> <p>（学校給食費の額）</p> <p><b>第6条</b> 省 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の学校給食費の額は、日額とし、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 第6条の2若しくは第6条の3の規定による届出があった場合、又は月の途中からの転入等の事由において、当該月の学校給食の数の合計が10食以下の場合</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 省 略</p> <p>(4) 省 略</p> <p>3～6 省 略</p> <p>（学校給食の停止等）</p> <p><b>第6条の2</b> <u>学校給食費負担者は、当該学校給食費負担者に係る児童又は生徒が次の各号のいずれかの事由に該当する場合において、当該児童又は生徒へ</u></p>	<p>（承諾書の提出）</p> <p><b>第3条</b> 保護者は、当該保護者に係る児童又は生徒を市が設置する学校に通学させるときは、<u>承諾書</u>（別記第1号様式）を浦安市長へ速やかに提出しなければならない。</p> <p>（学校給食費の額）</p> <p><b>第6条</b> 同 左</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の学校給食費の額は、日額とし、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 児童、生徒等の転出若しくは転入又は長期欠席後の復帰等の事由により月の途中から学校給食を開始し、又は停止する場合であって、当該月の学校給食の数の合計が10食以下の場合</u></p> <p><u>(2) 児童、生徒等又は保護者の被災等特別な事由により学校給食を停止する場合であって、当該月の学校給食を連続して6食以上停止し、かつ、当該月の学校給食の数の合計が10食以下の場合</u></p> <p><u>(3) 児童、生徒等の感染症により学校給食を停止する場合であって、発症した日から当該月の学校給食を連続して6食以上停止し、かつ、当該月の学校給食の数の合計が10食以下の場合</u></p> <p><u>(4) 児童及び生徒の疾病若しくは負傷又は不登校等のやむを得ない事由により当該月の学校給食を連続して6食以上欠食し、かつ、当該月の喫食数の合計が10食以下の場合</u></p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p> <p>(7) 同 左</p> <p>3～6 同 左</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の学校給食の全部を停止させようとするときは、学校給食（停止・再開）届出書（別記第2号様式）により、当該停止をさせようとする日の3日（浦安市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、その旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 児童、生徒等の疾病、負傷等により、当該月の学校給食を連続して6食以上受けることができないとき。</u></p> <p><u>(2) 市が学校給食を実施する学校以外の学校に転学するとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育長が特別の理由があると認めたとき。</u></p> <p><u>2 学校給食費負担者は、前項の規定により停止していた学校給食を再開させようとするときは、同項に規定する学校給食（停止・再開）届出書により、その旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（飲用牛乳の停止等）</u></p> <p><b>第6条の3</b> <u>学校給食費負担者は、当該学校給食費負担者に係る児童又は生徒への飲用牛乳を停止させようとするときは、牛乳停止・再開届出書（別記第3号様式）により、当該停止をさせようとする月における学校給食実施日の初日の5日前（休日を除く。）までにその旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 学校給食費負担者は、前項の規定により停止していた飲用牛乳を再開させようとするときは、同項に規定する牛乳停止・再開届出書により、その旨を校長を経由して教育委員会へ届け出なければならない。</u></p> <p><u>（学校給食費の減免）</u></p> <p><b>第8条</b> <u>条例第5条第1項各号で掲げる給付を受ける学校給食費負担者に係る学校給食費については、第6条の規定により算定した学校給食費（当該給付を受ける期間に係るものに限る。）の額の全額を当該学校給食費負担者の負担とし、このうち当該給付の額を控除した額を免除する。</u></p>	<p><u>（学校給食費の減免）</u></p> <p><b>第8条</b> <u>条例第5条第1項第1号の規定により学校給食費の減額又は免除を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。</u></p> <p><u>(1) 3人以上の子扶養していること。</u></p> <p><u>(2) 子と生計を同じくしていること。</u></p> <p><u>(3) 学校給食費に未納がないこと。</u></p> <p><u>(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）又は浦安市就学援助費支給規則（平成31年教育委員会規則第1号）による学校給食費の援助を受けていないこと。</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>2 <u>条例第5条第2項の規定による学校給食費の減額又は免除（以下「減免」という。）をすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>災害等により学校給食費負担者に学校給食費を納付する資力がないと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3 <u>前項各号に掲げる事由により学校給食費の減免を受けようとする者は、浦安市学校給食費減免申請書（別記第4号様式。以下、「減免申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は前項の規定による減免申請書の提出があったときは、その可否を決定し、浦安市学校給食費減免可否決定通知書（別記第5号様式）により当該提出をした者に通知するものとする。</u></p> <p>5 <u>教育委員会は、前項の規定により学校給食費の減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、浦安市学校給食費減免取消決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。</u></p> <p>(1) <u>虚偽の申請により減額又は免除の決定を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか教育委員会が学校給食費の減免を取り消すべきものと認めたとき。</u></p>	<p>2 <u>学校給食費の減額又は免除の額は、第6条第1項、第2項及び第4項に規定する学校給食費の額とする。</u></p> <p>3 <u>学校給食費の減額又は免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市第3子以降学校給食費減免申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>扶養を証明する書類</u></p> <p>(2) <u>その他教育長が必要と認める書類</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、浦安市第3子以降学校給食費減免決定・却下通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。</u></p> <p>5 <u>減額又は免除は、申請した日の属する月の学校給食費から適用する。ただし、教育長が必要と認めるときは、その限りではない。</u></p> <p>6 <u>第4項の規定により学校給食費の減額又は免除の決定を受けた者は、減額又は免除の要件に変更が生じたときは、浦安市第3子以降学校給食費減免要件変更届（別記第4号様式）により速やかに教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>7 <u>教育委員会は、第4項の規定により学校給食費の減額又は免除の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、浦安市第3子以降学校給食費減免取消決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(1) <u>虚偽の申請をしたとき。</u></p> <p>(2) <u>第1項各号に規定する要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>8 <u>教育委員会は、前項の規定により学校給食費の減額又は免除の決定を取り</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改正後	改正前
	<p><u>消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に学校給食費の減額又は免除されているときは、期限を定めて、その納付を命ずるものとする。</u></p>

改 正 後

改 正 前

別記第1号様式(第3条)

別記第1号様式(第3条)

学校給食申出書( 年度)

承 諾 書(年度)

(宛先) 浦安市長

(宛先) 浦安市長

学校給食法及び浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則に基づき、次のとおり申し出ます。また、学校給食を申し込みする場合、私(申出者)及び私の属する世帯の世帯員の住民情報、世帯の状況及び扶養の状況を浦安市が公簿等により確認することについて承諾します。なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。

学校給食法及び浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例に基づき、学校給食を実施すること及び学校給食費を納付することを承諾します。また、下記児童生徒の属する世帯の世帯員の住民情報、世帯の状況及び扶養の状況を浦安市が公簿等により確認することについて承諾します。なお、このことについて世帯員の同意を得ています。

申 出 者 (学校給食費負担者)	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	児童又は生徒との続柄	
	電 話 番 号	
児童又は生徒	学 校 名	浦安市立 学校
	学 年 ・ 組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	

年 月 日

- 学 校 名 : 浦安市立 学校
- 学 年 ・ 組 : 年 組
- 児 童 生 徒 氏 名 : \_\_\_\_\_
- 保 護 者 日 中 連 絡 先 : \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- 保 護 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

学校給食の申出	1	学校給食を申し込みます。(アレルギー対応食等含む)
	2	学校給食を申し込みません。

改 正 後

改 正 前

第2号様式(第6条の2)

年 月 日

学校給食(停止・再開)届出書

(宛先) 浦安市教育委員会

- 学 校 名: 浦安市立 \_\_\_\_\_ 学校
- 学 年 ・ 組: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組
- 児 童 生 徒 氏 名: \_\_\_\_\_
- 保 護 者 日 中 連 絡 先: \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- 保 護 者 氏 名: \_\_\_\_\_

●停止及び再開希望日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から

※停止・再開を希望する3日前(土日祝日を除く)までに学級担任に提出してください。

●停止及び再開理由

理由記入欄

給食システム処理

校内決裁

給食主任
月 日 入力

校長	教頭	担任
月 日 決裁	月 日 決裁	月 日 受付

第2号様式(第8条第3項)

浦安市第3子以降学校給食費減免申請書

年 月 日

(宛先)浦安市教育委員会

申請者 住所  
氏名  
電話番号 ( )

学校給食費の減額又は免除を受けたいので、浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

(書類を添付してあるかチェックしてください。)

子の状況(扶養している子を記入)	氏名	生年月日	在学している場合は 学校名・(学年)	添付書類
	1			・( )
2			・( )	<input type="checkbox"/>
3			・( )	<input type="checkbox"/>
4			・( )	<input type="checkbox"/>
5			・( )	<input type="checkbox"/>
6			・( )	<input type="checkbox"/>

※添付書類(義務教育期間の年齢にある子は除く)

- ・扶養を証明する書類(健康保険証の写し等)

扶養事実申立書  
この申請書に記載の子を扶養していることに相違ありません。  
申請者自署 \_\_\_\_\_

同意書  
この申請書及び添付書類の内容を確認するため、浦安市が保有する情報を利用し、又は関係機関に照会することに異存ありません。  
申請者自署 \_\_\_\_\_

第3号様式（第6条の3）

牛乳停止・再開届出書

（宛先）浦安市教育委員会

●学 校 名： 浦安市立 \_\_\_\_\_ 学校  
 ●学 年 ・ 組： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組  
 ●児 童 生 徒 氏 名： \_\_\_\_\_  
 ●保 護 者 日 中 連 絡 先： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
 ●保 護 者 氏 名： \_\_\_\_\_

停止又は再開希望月  年  月から

※変更を希望する月の初日の5日前（土日祝日を除く）までに学級担任へご提出  
 ください。

※既に牛乳が停止されている場合は提出の必要はありません。ただし、小学校か  
 ら中学校へ進学し、引き続き牛乳を停止する場合は、改めて提出する必要があります。

給食システム処理

給食主任
月 日入力

校内決裁

校長	教頭	担任
月 日決裁	月 日決裁	月 日受付

第3号様式（第8条第4項）

浦安市第3子以降学校給食費減免決定・却下通知書

年 月 日

様

浦安市教育委員会

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条  
 第4項の規定により、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

1 決定

児童等名	
在学名	浦安市立 _____ 学校 _____ 年 _____ 組
減免期間	_____ 年 _____ 月分から _____ 年 _____ 月分まで
備考	

※減額・免除の要件に変更が生じたときは、浦安市学校給食の実施及び学校給  
 食費の管理に関する条例施行規則第8条第6項により、浦安市第3子以降学校  
 給食費減免要件変更届（第4号様式）の提出が必要です。

2 却下

（理由）

第4号様式(第8条第3項)

浦安市学校給食費減免申請書

年 月 日

(宛先)浦安市教育委員会

申請者 住所  
氏名  
電話番号 ( )

学校給食費の減額又は免除を受けたいので、浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第3項の規定により次のとおり申請します。

申請理由		
申請に係る事実の発生日		
対象となる方		
フリカ <sup>テ</sup> 氏名	生年月日	備考(学校等)
	年 月 日生	

第4号様式(第8条第6項)

浦安市第3子以降学校給食費減免要件変更届

年 月 日

(宛先)浦安市教育委員会

申請者 住所  
氏名  
電話番号 ( )  
日中連絡先 ( )

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第6項の規定により、次のとおり要件の変更を届け出ます。

1 扶養要件の変更

変更前	
変更後	
理由	

2 在学要件の変更

変更前	
変更後	
理由	

3 その他の変更

変更前	
変更後	
理由	

※添付書類 変更内容が確認できる書類

第5号様式（第8条第4項）

浦安市学校給食費減免可否決定通知書

年 月 日

様

浦安市教育委員会

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

1 決定

対象者	
減免期間	年 月分から 年 月分まで
備考	

2 却下  
（理由）

第5号様式（第8条第7項）

浦安市第3子以降学校給食費減免取消決定通知書

年 月 日

様

浦安市教育委員会

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第7項の規定により、次のとおり取消を決定しましたので通知します。

児童等名	
在学名	浦安市立 学校 年 組
減免決定期間	年 月分から 年 月分まで
減免取消決定日	年 月 日
減免取消理由	

※減免決定期間のうち、すでに減免を受けた学校給食費については、遡及して納付するものとする。

改 正 後

改 正 前

第6号様式(第8条第5項)

浦安市学校給食費減免取消決定通知書

年 月 日

様

浦安市教育委員会

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第5項の規定により、次のとおり取消を決定しましたので通知します。

対 象 者	
減免決定期間	年 月分から 年 月分まで
減免取消決定日	年 月 日
減免取消理由	

※減免決定期間のうち、すでに減免を受けた学校給食費については、遡及して納付するものとする。

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。